



法律相談の会話分析：制度的アイデンティティの呈示とトピック生成

樫村，志郎

(Citation)

21世紀の法律相談：リーガルカウンセリングの試み（現代のエスプリ，415）:92-101

(Issue Date)

2002-02

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006535>



法律相談の会話分析

——制度的アイデンティティの呈示とトピック生成

榎村志郎

一 会話分析の視角

多くの社会的状況においては、人々は言語を用いてコミュニケーションを行っている。エスノメソドロジーの一領域としての会話分析 (conversation analysis) は、社会的状況で通常に行われる表現交換行為を分析することでコミュニケーションを通じての社会秩序形成を明らかにしようとする研究である。

法律相談の会話録音データをもちいて会話分析を行うことで、相談場面の会話構造のいくつかの側面を知ることが

できる。本論では、会話者のアイデンティティの呈示、トピックとしての問題の呈示という、法律相談場面の前半を構成する二つの主要な側面をデータとともに例示しよう。

会話分析を通常の社会学的な方法論と異なったものとしている第一の方法論的特質は、会話が主としてローカルに組織されているという一般的視角である。ローカルな組織とは、会話の発話 (順番、語、文法構造等) の間の関係を主として意味する。つまり、会話分析は、会話が会話者の意図、社会の文化、社会経済的地位構造、職業規範等によって影響されていることを否定するわけではないが、それら

による組織化を第二次的なものとみなすのである。多くの通常の社会学の視角によれば、会話は会話者の間の社会的行為の組み合わせであり、各会話者の行為は、一般的に、意図、文化、社会経済的地位構造、社会的規範等によって因果的ないし意味的に規定されているとみなされる。これに対して、会話分析の視角では、会話は、会話者の行為である以前に、会話的表現の連なり(sequence of conversational utterances)として共通意味を生み出す機構である。

第二に、会話分析は、会話のもつ構造を正しく理解するためには、会話を通じて達成される共通意味の社会的生成の分析に注意を集中すべきだとする。多くの通常の社会学の視角では、会話は、会話者の意図、社会の文化、社会経済的地位構造、職業規範等の実現として理解されるが、このような理解は会話それ自体の意味を説明するものではなく、むしろ、会話によってすでに達成された意味の自明性を前提にしてなされる類型化や事実評価の水準のものである。これに対して、会話分析は、社会的に共通に了解される事実としての会話の意味がいかに生成されるかというより原初的な水準で働く機構に関心を向けるものである。会話分析のもつこのような特質の結果、会話分析によつ

て発見される意味生成の機構は、会話者にとって了解可能であるばかりか、現にそれぞれの会話を行う上で共に利用されているものである。^(注1)

二 相談秩序の自己反映性

相談とは、人が、ある問題を他人に語り、助言その他の支援を得るといふ過程と考えられる。相談は、右に見た意味での、会話の過程である。会話分析の目標は、相談の過程を通じて、いかに「いま(これこれの)相談がなされている」という意味が生成していくかを、会話的表現の連なりのあり方を綿密に見ること、了解することである。

こうした視角によれば、相談を行う特定の過程そのものが、ある特定の相談を行うという意味を生成させる機構としても作用していることになる。この事情は一般に実践的会話がもつものであって、自己反映性(reflexivity)とよばれる。相談過程のもつ自己反映性は、ハロルド・ガーフィンケル(Garfinkel: 1967, pp. 79-94)⁽²⁾により、つぎのようなデモンストレーションを通じて示されている。^(注2)

ガーフィンケルは一〇人の協力者(学生)を「ある新しいカウンセリング方法の研究」のために集め、自分がアド

バイスをうけたいと思っている問題について、少なくとも一〇個の質問をするように求めた。相談者達には隠されていたが、「助言者」は、ランダムに「はい」「いいえ」で答えるものとされた（「助言者」は、学生とは別の部屋にあり、答えはインターホンで伝えられた）。ガーフィンは、「助言者」による「はい」「いいえ」の答えの後、相談者がインターホンのスイッチを切って、そのアドバイスが何であるかを述べるよう指示した。

つまり、相談者は、かなり曖昧なところのある助言の意味を発見するように求められたのである。

ガーフィンは、相談者による意味発見の機構を「証拠による表現解釈」(documentary method of interpretation)という用語で言い表わしている。それは、私なりに敷衍して示すと、つぎのような一の特徴から構成されていた。

(1) 相談者にとって、質問をし、助言を聞き、それを評価することは容易であった。誰でも、こうした状況で、意味理解を達成できる。

(2) 助言者の発言は、相談者の質問に対する答えと解釈された。現実にはそうではなかったが、相談という表現交換の秩序が発話間の関係として了解され保たれているかぎ

り、質問の後に行われる「可能な応答」は、ただちに「応答」そのものとして了解される。

(3) 前もって計画された質問は存在しなかった。「次の質問」は、先行する質問と「答え」を通じて了解される、現在の状況を振り返り、あるいはその変化を展望する視点から、つねに構成されていた。先行する質問と「応答」のペアは、つぎの質問の基礎として、状況の一部となっていく、その質問とそれに対する「応答」も、つぎの瞬間には、その次の質問を構成する基礎として、状況の一部となっていく。このように、質問と答えは、つぎの質問と答えの中に、意味として含まれていき、会話はしだいに複雑化する意味を生み出し続けている。

(4) 与えられた「応答」は、ときには、すでに意味が発見されていた先行する質問の意味の再解釈をもたらす。ランダムに与えられる「応答」は、しばしば意味解釈の一貫性をおびやかしたので、相談者は、すでに行われた会話を遡って再解釈し、会話に一貫した意味を与えた。これも、前項と同様、会話の意味を動的で再解釈に開かれたものとしている。

(5) 与えられた「応答」の不完全性、不適當性、不整合

性は、理解を後にまわすこと、質問の仕方の不十分さを見出すこと等によって、意味的に処置された。会話は、前項までに示されるように動的な特質をもつが、その性質自体が、応答のもつ不完全性をたえうるものになっている。

(6) 相談者は、質問と応答等のパターンを容易に、最初から、見出しており、応答がランダムになされたという情報が見出された後も、それを「(裏切り)の答え」とみなし、二つの発言が独立になされたという解釈を受け入れなかった。質問と応答というパターンは、一つひとつの発言を連なりの中で理解するための解釈資源となっている。

(7) 応答は、単純な形式だったが、相談者は、その中に生き生きした思考を読み込んだ。応答が、発言者の意図の表現であることはきわめて疑われない。

(8) 相談の過程を通じて、助言は特定の問題への助言であるとして理解されるが、助言の受領を通じて、なお「問題そのもの」を含む相談状況が動的に再解釈されていくために、問題の地平はあいまいさを免れない。

(9) 相談者は、会話を解釈していくにあたり、集合体の制度化された特徴(人々の通常の意図、社会の文化、社会的地位構造等々)を利用した。

(10) 相談者は、会話の意味解釈は、「適切な」根拠をもつものだと主張したが、その主張は、結局は、助言が通常のみかけをもつという主張と同一であった。

(11) 相談者が見出す会話のみかけの通常性は、会話の中で、会話を動的に解釈しつつけていく際に用いられるという意味で、固定的なものではなく、動的に管理されるものである。

ガーフィンケルの観察は、多岐にわたり重層的になされているが、基本的には、前節に述べた二点を具体化したものと見ることが出来る。つまり、第一に、相談における質問と応答等の表現交換は、相互の関連性を通じて意味解釈がなされるという強い傾向があるし、第二に、そうした意味解釈は、会話の自明で通常な意味として、またそのようなものとしてのみ、容易に、会話者の間で、共有されるものである。

三 相談者・助言者の自己呈示

法律相談場面では、最初の数語のやりとりにより、相談者と助言者という手続的アイデンティティが確認される。^(注3)たとえば、

#1 【KANSAI CASE 1】

1 C…て*、わたしよくわからないです*が、わたしそこらあたりも相談したいと思ひまして、

2 L…*はい *はい *はい

ここでは、Cは、自己を相談者として呈示しており、Lは、相談を聞くことを通じて、自己を潜在的な助言者として呈示している。

#2 【KANSAI CASE 3】

1 L…え…と、な…いようは何になるんですかね

2 (一・二)

3 C…え…とそ…ですなあのお…お…ま、

4 (〇・五)

ここでは、Lは相談を促すことにより自己を潜在的な助言者として呈示しており、Cはそれに引き続いてトピックをきりだそうとすることにより、自己を相談者として呈示している。

これらの会話は、日常的に行われるものだが、法律相談

に固有の独特の制度的性格を帯びている。それは、たとえばのような場面での自己呈示と比較すれば、その自明な固有性が理解できるだろう。

#3

1 A…もしもし、A(苗字)ですけど

2 B…あのう…夜分遅く失礼します。B(苗字)と

いうものですけど、*C(名前)

3 A… *あつ、わたし

4 B…さん、おらー あつ、C? こんばんわ

法律相談場面と異なり、ここでは、家族という集団の境界の内外でのやりとりが問題となっており、一行目は、発話者は自己を家族の代表として呈示し、これに呼応してBも苗字を使用することで家族の代表である受け手にアプローチするものとして自己を呈示している。2Bの後半から3Aにかけて、掛け手と受け手の間に、相互のアイデンティティについての了解が成立し、呼びかけ語も変化している。^(注4)多くの出会いの場面では、参加者のアイデンティティの確認が行われる。そのことを通じて、それぞれの出会いの

場面で、その度毎に、参加者は、それが一般の種類の出会いの一例として開始されつつあることを、相互に了解しあう。法律相談場面もまた、誰もが了解できるような仕方では、法律相談場面として開始されるのである。

四 トピック生成

助言者による相談開始の促しは、トピック開始誘導発話 (topic initial elicitor) (Button and Casey: 1984) とよばれるものの一つである。これは、会話者が、会話のトピックを呈示するために、利用する会話の一機構である。社会的出会いの場面は、多くの場合に、課題志向性をもっている。会話の課題志向性は、社交的部分を簡略にして課題へとスムーズに移行する傾向によって、会話者が相互に呈示しあうものである。電話は基本的に課題志向的出会いの形式をもち、日常電話の場合、社交性をかなり含む相互のアイデンティティの確認の後に、用件が切り出されるのが普通である。これに対して、ビジネス電話では、アイデンティティの確認はかなり単純化され、よりスムーズな形で用件が切り出される。法律相談は、右に見たように、かなり課題志向性が強いが、これは時間的制約がきびしい市民法

律相談の場面だからかもしれない。また、法律相談では、日常会話の場合と異なり、用件 (トピック) が自発的に切り出されることは少ない。会話のトピックは、ニュース価値をもつ出来事の報告によって呈示される。これをトピック開始発話という。トピック開始誘導発話は、トピック開始発話を引き出すようにデザインされた発話である。

法律相談の開始は、社交的会話の後に引き続くことがある。以下の例では、#6の第3行、#7の第10行「それじゃ」以下、#8の第11行が、それぞれトピック開始誘導発話である。

#6 【KANSAI CASE 7】

1 L: .. じゃ (.) だいぶ遠方から来られたんですね ..

2 (一・〇)

3 L: .. ええっと、あの、さっそくなんですけど、どうい

った相談、でしょうかね ..

#7 【KANSAI CASE 10】

1 L: .. えっと〇〇さん .. は、何? けんー何や、けん

ばんきんゆ .. たらなんですか

2 C .. あの..建..築板金なんですけど

3 L .. あ..建築板金

4 C .. はい

5 L .. (一・〇) ん..ご自分で、なさってるの..**?
つとめ?」

6 C .. *はいそうです」

7 L .. じゃえ」ですか

8 C .. じゃえ」

9 C .. 自営です

10 L .. 自営ですか、は..は..(〇・五) それじゃ...あの...お話伺いますが、

11 L .. え..と、まどうぞ、どういうあの、ことですか?

8 【KANSAI CASE 11】

1 L .. あ、吹田市のほうから来られてるの..

2 C .. そうですねですよ*大阪なんです」す

3 L .. *あ...」

4 (一・〇)

5 K .. * (それは近)」

6 C .. * HeHeHeHeHeHe」

7 L .. () な」

8 C : = He He He He He」神戸大学ゆ..たらね..あ Ha-
HaHa の..神戸のほうの

9 L .. そうですね..

10 (〇・二)

11 L .. は(い)っ、それではどうぞお話してください
*ます? かね」

12 C .. *はいあの..」ちよっとね..

このいずれも、先行する社会的トピックに関する発話
(#6の1L、#7の10L、#8の9L)の直後に、短い
沈黙が発生している。これは、先行する発話への応答がお
くれていることを意味しており、また、先行する発話がい
ずれも、評価、了解等の意味を呈示して話題の終了を予示
していることから言って、先行するトピックの終了への同
意を意味していると見てよい。

トピック開始誘導発話への応答は、例外なく何かの新規
情報(ニュース)の呈示である。これは、トピック開始発
話(topic initial)とよぶ。明瞭な例は、つぎの4C、5
Cの発話である。

#5 【KANSAI CASE 6】

3 L .. えっと…、どういった…ことで (〇・五) *
あのご相談なん」でしょうかね ()

4 C .. *え…っと…ご

5 C .. 借金で、首が、まわらHなHくHな*つ H出た

(つてい う) (〇・五) こと

6 L .. *あ…あ…あ…あ…なるほど」

7 C .. なんです

8 L .. は…は…は…は…

ところで、6 Lの発話は、「借金で首が」という発話に引き続いて行われており、その発話形式から言っても、Cのニュース提供順番への割り込みという形式から言っても、きわめて熱心なトピックへの関心を示している。その発話の機能は、呈示されたトピックを、語るべき(聞くべき)価値のあるものとして相手に呈示することであり、このことにより、呈示されたトピックは、現実には会話者の間で語るべきことがらとしての地位を獲得することになる。こうした発話はトピック生成発話 (topicalizer) と言われる。このような明瞭なトピック生成発話が行われたのは、

「借金で首が回らない」という言い回しが、典型的なトラブルの状況を表現するものであるという社会文化的知識との関係で理解できよう。

しかし、トピック誘導発話への応答がいつもただちにトラブルの呈示と分らないことも多い。トラブルの中には非定型なものがあるからである。また、こうした切り出し方は、そのような非定型性が相談者の理解でもあることを少なくとも示している。これに対しては、右の#5のような熱心なトピック生成発話は発せられない。

#2 (つづき)

3 C .. え…とそ…ですなあのお…ま、

4 (〇・五)

5 C .. 私のほうが…

6 L .. はい

7 C .. 家主なんですか？

8 L .. 家主

#4 【KANSAI CASE 5】

1 L .. なんの話ですか

2 C : あの : いちおう隣地 : の確定をしたい (〇・五) んです

3 L : はいはい

4 C : で、Eh あの : (一・五) ちょっと話がふつくなる んですけども

5 L : はい

#10 【YAESHIMA CASE2】

1 K : はい

2 L : はい、あの : 内容が定期借家制度の * その「他」ということ * なんですけど」

3 C : * はう * sh hhhh え」

4 C : とですね : いま、shshsh えっと : かし : やがあるんですが :

5 L : はい

これらの場合、助言者は、トピック生成発話を留保し、あいづちを打つことで、継続語を供給している。

こうした呈示の仕方は、相談者が、トピック呈示発話をくり返し出すことを可能にしており、助言者がその中から法律相談のトピックを選択するという形での、トピック生

成を可能にするものと言える。(注5)

〔注〕

(1) エスノメソドロジーないし会話分析の方法論的特質については、樫村 : 一九九六 a、樫村 : 一九九八を参照。

(2) このデモンストレーションについては、クロン : 1996, 80-97 に、詳しく紹介されている。

(3) 以下では、録音を文字に起こした転記を用いる。転記記号は、ジェファースンの規約に従う。具体的には、つぎのとおり。

* 上下の行の重複発話の開始

重複発話の解消

延ばされた音

.. (数字)

(数字)

(文字)

(・)

(文字)

上昇イントネーション

無声の激しい息、笑い声

無声の息、主として吸気音

有声の激しい息、笑い声

shsh シーという声

前後の発話が密着して発言されていること

直前の語の言い差し、中断

- (4) 電話による呼び掛けの連なりについて、Schegloff: 1979を参照。
- (5) 本論でとりあげた二つの側面について、詳しくは、櫻村：一九九六b、櫻村：一九九七、櫻村：二〇〇一参照。

〔引用文献〕

- (1) Burton, G. and Casey, N. 1984 "Generating Topic: the Use of Topic Initial Elicitors." In, J. M. Atkinson and J. C. Heritage, (Eds.) *Structures of Social Action: Studies in Conversation Analysis*. 167-190. Cambridge University Press.
- (2) Garfinkel, Harold 1967 *Studies in Ethnomethodology*. Prentice-Hall.
- (3) 櫻村志郎 「会話分析の課題と方法」 実験社会心理学研究 36巻1号 一四八—一五九頁 一九九六a
- (4) 櫻村志郎 「法律相談における協調と対抗」 棚瀬孝雄編

『紛争処理と合意』 二〇九—二三四頁 ミネルヴァ書房 一九九六b

- (5) 櫻村志郎 「裁判外紛争処理における弁護士の関与」 法社会学 49号 五二—六二頁 一九九七
- (6) 櫻村志郎 「エスノメソドロジーとは何か」 日本ファジィ学会誌 10巻1号 二—一〇頁 一九九八
- (7) 櫻村志郎 「相談先行連鎖」 『新堂幸司先生古希記念論文集』 有斐閣 二〇〇一
- (8) クロン、アラン 「入門エスノメソドロジー 私たちはみな実践的社会学者である」 山田富秋・水川喜(文訳) せりか書房 一九九六
- (9) Schegloff, E. A. 1979 Identification and Recognition in telephone Conversation Openings. In George Psathas (Ed.) *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*. 23-78. New York: Irvington Publishers.

〔かしむら・しろう 神戸大学教授〕